明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告示〕

○道路交通法第百十条第一項の規定に基づき自動車専用道路を指定する件の一部を改正する件（**国家公安委**三二）　一

○財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準を指定する件の一部を改正する件（**金融庁**一一八）　二

○連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準を指定する件の一部を改正する件（同一一九）　五

○政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を公告する件（**政治資金適正化委**五三）　七

○保安林の指定をする件（**農林水産**二〇二三～二〇三八）　九

○保安林の指定施業要件を変更する件（同二〇三九～二〇四六）　一〇

○高速自動車国道に関する件（**国土交通**一四三八、一四三九）　一〇

○小笠原国立公園の特別地域及び特別保護地区内における行為の許可基準の特例を定める件（**環境**八九）　一〇

○国立公園及び国定公園ごとにその特別地域内において許可を受けなければ採取し、又は損傷してはならない高山植物その他これに類する植物を指定する件の一部を改正する件（同九〇）　一〇

○道路に関する件（**北陸地方整備局**一二五、一二六）　一〇

○道路に関する件（**九州地方整備局**一三三、一三五）　一〇

○自動車専用道路に関する件（同一三四）　一〇

〔国会事項〕

〔人事異動〕

内閣　内閣府　財務省　文部科学省
会計検査院　最高裁判所　一〇

〔皇室事項〕

〔公告〕

諸事項

官庁
財団、製造たばこ小売定価関係

裁判所
相続、公示催告、失踪、破産、免責、特別清算、再生関係

地方公共団体
教育職員免許状失効関係

会社その他

告示

○国家公安委員会告示第三十二号

道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第百十条第一項の規定に基づき、平成十一年国家公安委員会告示第十六号（道路交通法第百十条第一項の規定に基づき自動車専用道路を指定する件）の一部を次のように改正する。

平成二十二年十二月三日

国家公安委員会委員長　岡崎トミ子

第一号の表十号の項中

鹿児島県姶良郡隼人町から同郡加治木町まで	宮崎県東臼杵郡
	鹿児島県姶良郡

を

門川町から延岡市まで
隼人町から同郡加治木町まで

に改め、同表二百十三号の項の次に次のように加える。

二百十八号	延岡市高野町から同市北方町まで

附　則

この告示は、平成二十二年十二月四日から施行する。

○金融庁告示第百十八号

財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号）第一条第三項の規定に基づき、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準を指定する件（平成二十一年十二月金融庁告示第七十号）の一部を次のように改正し、平成二十二年十二月三日から適用する。

平成二十二年十二月三日

金融庁長官　三國谷勝範

前文中「平成二十一年十二月三十一日」を「平成二十二年六月三十日」に改める。

別表中

企業会計基準第24号	会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準

を

企業会計基準第24号	会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準
企業会計基準第25号	会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準
	包括利益の表示に関する会計基準

に改める。

○金融庁告示第百十九号

連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号）第一条第三項の規定に基づき、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準を指定する件（平成二十一年十二月金融庁告示第六十九号）の一部を次のように改正し、平成二十二年十二月三日から適用する。

平成二十二年十二月三日

金融庁長官　三國谷勝範